

東京経営大学学則（案）

第1章 総 則

（目的）

第1条 東京経営大学（以下「本学」という）は、教育基本法及び学校教育法の定めるところにより、経営学に関する学術の教育研究をはじめ、会計学・法律・情報に関する基礎能力の養成を行うとともに、情報通信技術を活用した高度な専門知識と応用能力の涵養に努め、もって有為な産業人の育成を目的とする。また、いつでも、どこでも、誰もが学べる通信教育の特徴を活かし、幅広い年齢層の学習者へ学修の機会を提供することでこれからの社会に貢献する。

（自己点検、評価）

第2条 本学は、教育研究の向上を図り、前条の目的を達成するため、教育研究、管理運営等について自己点検・評価を行う。

- 2 自己点検・評価については、別に定める東京経営大学自己点検・評価に関する規程による。

（名称）

第3条 本学は、東京経営大学と称する。

（所在地）

第4条 本学は、東京都千代田区西神田二丁目2番10号に置く。

第2章 学部、学科、収容定員及び修業年限

（学部、学科）

第5条 本学に次の教育課程、学部及び学科を置く。

通信教育課程 経営学部 経営マネジメント学科

- 2 経営学部 経営マネジメント学科の目的は次の通りとする。

経営学部経営マネジメント学科（通信教育課程）では、組織として研究対象とする中心的な学問分野を経営学分野として、会計学・法律・情報分野に関する基礎的・基本的な知識と課題を探究し、解決する能力を修得させる。またデジタル社会の基礎知識として「数理・データサイエンス・AI」に関する基礎力など、持続可能な社会の創り手として経済活動を主体的・創造的に実践できる能力を育てることを教育研究上の目的とする。

(通信教育部)

第 6 条 本学の通信教育課程は通信教育部と称し、次の学科を置く。

経営学部 経営マネジメント学科

2 通信教育部に関する事項は、東京経営大学通信教育部規程で定める。

(収容定員)

第 7 条 本学の収容定員は次のとおりである。

学 部	学 科	入学定員	3 年次 編入学定員	収容定員
経営学部	経営マネジメント学科	350名	150名	1,700名

(修業年限及び在学年限)

第 8 条 本学の修業年限は 4 年とする。

2 学生は、8 年を超えて在学することはできない。

第 3 章 学年、学期及び休業日

(学年)

第 9 条 学年は、4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 3 1 日に終わる。

2 前項の学年を次の 2 学期に分ける。

春学期 4 月 1 日から 9 月 3 0 日まで

秋学期 1 0 月 1 日から翌年 3 月 3 1 日まで

(授業期間)

第 10 条 1 年間の授業を行う期間は、定期試験等の期間を含め、原則として 3 5 週とする。

2 授業期間は別に定める学事暦によるものとする。

(休業日)

第 11 条 休業日は次の通りとする。

(1) 日曜日および土曜日

(2) 国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に定める日

(3) その他の休業日は、年度毎に定めるものとする。

2 前項の規定にかかわらず、学長が必要と認めるときは、休業日であっても授業を行う日とすることができる。

3 学長が必要と認めるときは、休業日を臨時に変更し、または臨時に休業日とすることができる。

第4章 教育課程及び履修方法

(授業科目及び単位数、授業の方法)

第12条 本学において開設する授業科目及び単位数は、別表(一)に定めるところによる。

- 2 授業は、講義、演習、実習若しくは実技のいずれかにより又は併用により行うものとする。
- 3 前項の授業は、文部科学大臣が定めるところにより、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させることができる。

(単位の計算方法)

第13条 授業科目の単位は次の基準による。

- (1) 講義及び演習については、毎週1時間15週の講義をもって1単位とする。
- (2) 実習及び実技の授業については、毎週2時間15週をもって1単位とする。

(履修方法)

第14条 本学を卒業するために必要な最低単位及び履修方法は、別表(一)に定めるところによる。

(規程への委任)

第15条 第13条から14条に規定するもののほか、教育課程及び履修方法等に関し必要な事項は、学長が別に定める。

第5章 単位修得、卒業及び学位

(単位の授与)

第16条 履修科目の成績が合格と評価された者には、その科目の所定の単位を与える。

- 2 成績評価の方法は筆記試験、論文、その他の方法によるものとする。
- 3 前各項に規定するもののほか、本学が教育上有益と認めた学修による単位修得の認定に関し必要な事項は、学長が別に定める。

(成績の評価)

第17条 成績評価の評語及び評価点は、90～100点を秀(SA)、80～89点を優(A)、70～79点を良(B)、60～69点を可(C)(59点以下)不可(D)としSA・A・B・Cを合格とし、Dを不合格とする。

- 2 前条第3項の規定により、単位を認定された場合の成績の評語はTとする。

(他大学又は短期大学における授業科目の履修)

第18条 本学通信教育課程において、教育上有益と認めるときは、学生が、本学の定めるところにより他の大学、専門職大学又は短期大学において修得した授業科目の単位を、60単位を限度として本学通信教育課程における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

- 2 前項の規定は、学生が外国の大学又は短期大学で修得した授業科目の単位認定に際しても準用する。
- 3 前1項の実施に関する必要な事項は別に定める。

(大学以外の教育施設等における学修)

第19条 本学通信教育課程において、教育上有益と認めるときは、学生が行う短期大学又は高等専門学校専攻科における学修その他文部科学大臣が別に定める学修を、本学通信教育課程における授業科目の履修とみなし、単位を与えることができる。

- 2 前項により与えることができる単位数は、前条第1項及び第2項により本学通信教育課程において修得したものとみなす単位数と合わせて60単位を超えないものとする。
- 3 前1項の実施に関して必要な事項は別に定める。

(入学前の既修得単位等の認定)

第20条 学生が本学通信教育課程に入学する前に大学、専門職大学又は短期大学等において履修した授業科目について修得した単位を、本学通信教育課程の定めるところにより本学通信教育課程における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

- 2 前項により修得したものとみなし、又は与えることができる単位数は編入学の場合を除き、本学通信教育課程において修得した単位以外のものについては、第18条第1項、第2項及び前条第1項により本学通信教育課程において修得したものとみなす単位数と合わせて60単位を超えないものとする。

(卒業)

第21条 大学に4年以上在学し、第14条の規定による所定の単位数を修得した者については、経営学部教授会の意見を聴いて学長が卒業を認定する。ただし、別に定める特別な場合、学長は卒業を延期することができる。

(学位の授与)

第22条 前条により卒業を認定した者に、学長は学士の学位を授与する。

- 2 学位及び学位の授与等に関する必要な事項は、別に定める東京経営大学学位規程による。

第6章 入学、休学、復学、退学及び除籍

(入学の時期)

第23条 入学の時期は、学年の始めとする。ただし、特に必要と認めた場合、学期の区分に従い入学することができる。

(入学資格)

第24条 本学に入学することのできる者は、次の各号のいずれかに該当する資格を有する者でなければならない。

- (1) 高等学校又は中等教育学校を卒業した者
- (2) 通常の課程による12年の学校教育を修了した者（通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者を含む。）
- (3) 外国において学校教育における12年の課程を終了した者又はこれに準ずる者で文部科学大臣の指定した者
- (4) 文部科学大臣が高等学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設の当該課程を修了した者
- (5) 専修学校の高等課程（修業年限が三年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る。）で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以後に修了した者
- (6) 文部科学大臣の指定した者
- (7) 高等学校卒業程度認定試験規則による高等学校卒業程度認定試験に合格した者（旧規程による大学入学資格検定（以下「旧検定」という。）に合格した者を含む。）
- (8) 本学において、個別の入学資格審査により、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者で18歳に達した者

(入学志願の手続)

第25条 入学を志願する者は、入学願書に所定の入学検定料及び別に定める書類を添えて、所定の期間内に学長に願出しなければならない。

(入学者の選考)

第26条 入学を志願する者には、別に定めるところにより選考を行う。

(入学手続及び入学許可)

第27条 前条の選考の結果にもとづき合格の通知を受けた者は、指定の期日までに、所定の書類に添えて、入学金、授業料その他の費用を納付しなければならない。

- 2 学長は、前項の入学手続を完了した者に対し、入学を許可する。

(3年次編入学)

第28条 次の各号の一に該当する者で、3年次に編入学を志願するものについては、別に定めるところにより、選考のうえ経営学部教授会の意見を聴いて、学長が入学を許可する。

- (1) 短期大学(外国の短期大学及び、我が国における、外国の短期大学相当として指定された学校(文部科学大臣指定外国大学(短期大学相当)日本校)を含む。)を卒業した者
- (2) 高等専門学校を卒業した者
- (3) 専修学校の専門課程(修業年限が2年以上、総授業時数が1,700時間以上又は62単位以上であるものに限る)を修了した者
- (4) 修業年限が2年以上その他の文部科学大臣が定める基準を満たす高等学校専攻科修了者
- (5) 4年制(または6年制)大学に2年以上在学していた者で、62単位以上修得済みの者
- (6) その他、学長が特別に許可した者

(在学保証書)

第29条 入学を許可された者は、保証人連署の在学保証書を提出しなければならない。保証人は父母又は成人の親族とする。

(保証人の変更)

第30条 保証人を変更するとき又は保証人が住所を変えたときは、直ちにその届出をしなければならない。

(休学)

第31条 疾病その他の事由により、引続き3カ月以上修学することができない者は、保証人連署の休学願を学長に提出し、学長の許可を得て、休学することができる。

- 2 疾病のため特に必要と認めた者については、学長は、休学を命ずることができる。
- 3 学納金を所定の納期までに納付しない者に対し、学長は休学を命ずることができる。

(休学期間)

第32条 休学は、引続き1年を超えることができない。ただし、特別の理由がある者については、学長の許可を得て、更に1年を限度として引続き休学することができる。

- 2 休学期間は、通算して2年を超えることができない
- 3 休学期間は、第8条に定める修業年限及び在学年限に算入しない。

(復学)

第33条 休学者が復学しようとするときは、復学願を提出して、学長の許可を得なければならない。

2 復学は、学期の始めからとする。

(退学)

第34条 退学しようとする者は、その事由を明らかにし、保証人連署のうえ退学願を提出して、学長の許可を得なければならない。

(除籍)

第35条 次の各号のいずれかに該当する者は、経営学部教授会の意見を聴いて学長が除籍する。

- (1) 休学期間が満了し復学の見込のない者
- (2) 授業料その他の学納金の納付を怠り、催促を受けてもなお納付しない者
- (3) 第8条第2項に定める在学年限を超えた者
- (4) 死亡又は長期間にわたり行方不明の者

(規程への委任)

第36条 第31条から35条に規定するもののほか、休学、復学、退学及び除籍に関し必要な事項は、学長が別に定める。

第7章 再入学、転入学、編入学、転学及び留学

(再入学)

第37条 正当な事由で退学した者が再入学を願い出たときは、選考のうえ学長が許可することができる。この場合には、既に履修した授業科目の全部又は一部について、学長が再履修を命ずることができる。

- 2 除籍された者が再入学を願い出たときは、前項に準ずるものとする。
- 3 再入学を許可された者は、所定の入学金を納付しなければならない。
- 4 再入学の許可は、退学又は除籍後2年以内のものに限って行なわれる。

(転入学)

第38条 他大学から本学に転入学を志願する者がいるときは、欠員のある場合限り、選考のうえ学長が許可することができる。

2 転入学を許可された者の既修得単位等の認定は、経営学部教授会の意見を聴いて学長が行う。

(編入学)

第39条 3年次編入学以外に編入学を志願する者があるときは、欠員がある場合に限り、学長は選考のうえ、経営学部教授会の意見を聴いて相当年次への入学を許可することができる。

2 本学に編入学を志願する者の既修得単位等の認定については、学長が別に定める。

(転学)

第40条 本学から他の大学に転学を志望する者は、学長の許可を得なければならない。

(留学)

第41条 外国の大学に留学しようとする学生は、学長の許可を得なければならない。

2 前項の許可を得て留学した期間は、第8条第1項に定める修業年限に算入する。

(規程への委任)

第42条 第37条から第41条に規定するもののほか、再入学、転入学、編入学、転学及び留学に関し必要な事項は、学長が別に定める。

第8章 学納金及び入学検定料

(学納金及び入学検定料)

第43条 学納金の種類、金額及び入学検定料は、別表(二)に定めるところによる。

(学納金の納付)

第44条 本学に入学する者又は本学に学生として在籍する者は、この学則及び「東京経営大学納付金規程」の定めるところにより学納金を納付しなければならない。

(休学中の学納金)

第45条 休学者については、休学期間中に納期の到来する授業料を免除する。

2 前項により免除される授業料を既に納付した休学者に対しては、その授業料を還付する。

3 第31条第1項により休学する者は、休学が許可になった日から1週間以内に、次の休学在籍料を納付しなければならない。ただし、特別な事情がある場合、休学在籍料を半額減免することができる。この半額減免の許可は、経営学部教授会の意見を聴いて学長が行う。

休学在籍料(休学期間が1学期につき)	20,000円
--------------------	---------

(学納金の不還付)

第46条 既納の入学検定料、入学金、授業料その他の学納金は、前条第2項の場合及び学納金納入後に「東京経営大学学費軽減規程」による軽減が決定した場合を除き、いかなる事情があっても還付しない。ただし、入学手続に定める指定期日までに、返還の申請手続を行なった場合は、授業料を還付する。

第9章 教職員組織、教授会及び経営戦略会議

(教職員)

第47条 本学に学長並びに専任の教授、准教授、講師、助教、助手、事務職員、教務職員その他の職員を置く。

2 本学の学部で学部長、事務局に事務局長を置く。

(客員教員及び客員研究員)

第48条 本学に客員教員及び客員研究員を置くことができる。

2 客員教員及び客員研究員に関し必要な事項は、別に定める。

(教授会)

第49条 本学に経営学部教授会を置く。

2 経営学部教授会は、学長が教育研究に関する重要な事項について決定するにあたり、意見を述べることとする。

3 経営学部教授会は、学長及び経営学部長等がつかさどる教育研究に関する事項について審議し、学長及び経営学部長等の求めに応じ、意見を述べることができる。

(経営戦略会議)

第50条 本学に、大学運営に関する重要事項を協議するために、経営戦略会議を置く。

2 経営戦略会議は、学長、学部長、大学事務局長を委員として構成し、学長がこれを招集して、その議長となる。

(経営戦略会議規程)

第51条 経営戦略会議に関する規程は、学長が別に定める。

(事務組織)

第52条 本学に事務局を置き、入試広報、教務事務、学生支援、総務、情報システムに関する事務を行う。

第10章 図書館その他附属施設

(附属図書館)

第53条 本学に附属図書館を置く。

2 附属図書館に関し必要な事項は、学長が別に定める。

第11章 公開講座及び聴講講座

(公開講座及び聴講講座)

第54条 学長は、経営戦略会議の議を経て公開講座を開設することができる。

2 学長は、経営戦略会議の議を経て聴講講座を開設することができる。

3 公開講座及び聴講講座においては、受講者に単位を与えない。

第12章 賞 罰

(表彰)

第55条 学生として表彰に値する行為があったときは、経営戦略会議の議を経て、学長がこの者を表彰する。

(懲戒)

第56条 本学の規則に違反し、又は学生としての本分に反する行為があったときは、懲戒委員会の意見を聴いて、学長がこの者を懲戒する。

2 懲戒の種類は、訓告、停学及び退学とする。

3 前項の退学は、次の各号の一に該当する者に対し行われる。

(1) 性行不良で改善の見込がないと認められる者

(2) 学力劣等で成業の見込がないと認められる者

(3) 本学の秩序を乱しその他学生としての本分に著しく反した者

第13章 長期履修学生

(長期履修学生)

第57条 本学が行う入学試験に合格した者で、職業を有している等の事情により、修業年限及び在学年限を超えて一定期間計画的に本学の教育課程の履修を希望する者があるときは、本学の教育研究に支障がない限りにおいて、審査の上、学長は長期履修学生として入学を許可することができる。

2 長期履修学生に関し必要な事項は、学長が別に定める。

第14章 学則の改正

(学則改正)

第58条 本学則の改正は、経営戦略会議の議を経て、学長が決定する。

附 則

1 この学則は、令和7年4月1日から施行する。

別表（一）（第12条関係）

授 業 科 目 及 び 単 位 数

<経営学部 経営マネジメント学科>

科目 区分	授業科目の名称	配当年次	単位数		
			必修	選択	
総合 教育 科目	日本語の技法Ⅰ（読解基礎）	1	2		
	日本語の技法Ⅱ（表現）	2	2		
	日本語の技法Ⅲ（読解応用）	1		2	
	日本語の技法Ⅳ（表現応用）	2		2	
	英語Ⅰ（初級英会話）	1	2		
	英語Ⅱ（中級英会話）	2	2		
	英語Ⅲ（初級英語読解）	1		2	
	小計（7科目）			8	6
	総合 関係 科目	統計学入門	1	2	
		論理学入門	1	2	
		チームワーク論	1	2	
		法学概論	1		2
		組織心理学	1		2
		リーダーシップ論基礎	2	2	
		現代経済	2	2	
		情報社会と法	2		2
		小計（8科目）			10
	自然 科学 関係 科目	ITリテラシー	1		2
		コンピューターリテラシー	1		2
		線形代数	1	2	
		経済数学	2	2	
		自然災害と社会	2		2
		教養としてのデータサイエンス	2	2	
		数理基礎	1		2
		環境科学	2	2	
		小計（8科目）			8
	人 文 科学 関係 科目	比較文化論	1	2	
		世界史Ⅰ	1		2
		世界史Ⅱ	2		2
		国際関係論Ⅰ（平和と文化）	2	2	
		小計（4科目）	—	4	4
	小計（27科目）	—	30	24	

科目 区分	授業科目の名称	配当年次	単位数		
			必修	選択	
専門教育科目	経営基礎科目	経営学概論	1	2	
		簿記原理	1	2	
		経済原論	1	2	
		ファイナンス入門	2	2	
		マーケティング入門	2	2	
		ミクロ経済学	2	2	
		マクロ経済学	2	2	
		財務会計基礎	2	2	
		国際ビジネス入門	2	2	
		小計(9科目)		18	0
	経営基幹科目	競争戦略論	2-3	2	
		国際経営論	2-3	2	
		ブランドマネジメント論	2-3	2	
		金融論	2-3	2	
		流通システム論	2-3	2	
		マーケティング論	2-3	2	
		リーダーシップ論	2-3	2	
		イノベーション論	2-3	2	
		企業倫理と社会的責任	2-3	2	
		経営管理論	2-3	2	
		経営組織論	2-3	2	
		消費者行動論	2-3	2	
		現代商品論	2-3		2
		経営学史	2-3		2
		財務諸表論	2-3	2	
	小計(15科目)		26	4	
	AI・データサイエンス科目	統計分析入門	1	2	
		AI・データサイエンス基礎概論	2	2	
		産業システム論	2-3	2	
		ビジネスデータ分析	2-3	2	
		経営情報論	2-3	2	
		マーケティング調査	2-3	2	
		デジタルマーケティング	2-3	2	
小計(7科目)		14	0		

科目区分	授業科目の名称	配当年次	単位数		
			必修	選択	
専門教育科目	経営研究専攻 (D1)	中小企業論	3-4	4	
		経営分析論	3-4	4	
		組織行動論	3-4	2	
		生産管理論	3-4	2	
		戦略的行動論	3-4	2	
		リスクマネジメント論	3-4	2	
		経済学応用	3-4	2	
	税務・会計専攻 (D2)	現代会計基準論	3-4	4	
		コストマネジメント論	3-4	4	
		原価計算論	3-4	2	
		管理会計論	3-4	2	
		意思決定会計論	3-4	2	
		財務会計応用 I	3-4	2	
		財務会計応用 II	3-4	2	
	情報専攻 (D3)	コーディング基礎	3-4	4	
		機械学習プログラミング	3-4	4	
		データベース	3-4	2	
		プログラミング A 基礎	3-4	2	
		プログラミング A 応用	3-4	2	
		システム開発	3-4	2	
		プログラミング B	3-4	2	
	法律専攻 (D4)	民法 I (総則・物権)	3-4	4	
		民法 II (債権・親族相続)	3-4	2	
		商法総則・商行為法	3-4	2	
		会社法	3-4	4	
		租税法 I	3-4	2	
		租税法 II	3-4	2	
		行政法総論	3-4	2	
	小計 (28科目)			72	0
	演習科目	卒業論文 I	4	2	
		卒業論文 II	4	2	
		小計 (2科目)			4
	小計 (61科目)			134	4

卒業・修了要件及び履修方法

総合教育科目の必修科目 (15科目30単位) をすべて修得すること。(言語教育科目より4科目8単位、総合関係科目より5科目10単位、自然科学関係科目より4科目8単位、人文科学関係科目より2科目4単位の計15科目30単位)
 専門教育科目の経営基礎科目より必須科目9科目18単位、経営基幹科目より必修科目13科目26単位、AI・データサイエンス科目より必修科目7科目14単位をすべて修得すること。併せて専攻科目については、D1、D2、D3、D4の各科目区分を1つ選択して各科目区分に編成されている必修科目7科目18単位をすべて修得すること。
 専門教育科目の演習科目より、必修科目2科目4単位をすべて修得すること。
 上記必修科目110単位に加えて、総合教育科目及び専門教育科目の選択科目から14単位以上 (必修科目と選択科目合計で124単位以上) 修得すること。

別表（二）（第43条関係）

（単位：円）

学部学生		
入学検定料	入学金	授業料
20,000	50,000	360,000

東京経営大学経営学部教授会規程（案）

（趣旨）

第1条 この規程は、東京経営大学学則の規定にもとづき、東京経営大学経営学部教授会（以下「教授会」という。）の組織及び運営について定めるものである。

（教授会の構成）

第2条 教授会は、経営学部 に所属する基幹教員（教授、准教授、講師及び助教）により構成する。

2 学長は必要に応じて、教授会に出席する。

3 経営学部長（以下「学部長」という。）が必要と認めた場合は、他の教職員を出席させ、説明、報告又は意見を求めることができる。

（教授会の招集）

第3条 学部長は教授会を招集し、その議長となる。

2 学部長に支障あるときは、あらかじめ学部長が指名した教授が、教授会を招集し、その議長となる。

（審議事項）

第4条 教授会は、学長が次に掲げる事項について決定を行うにあたり、審議し意見を述べるものとする。

（1）教育課程及び授業に関する事項

（2）入学試験に関する事項

（3）学生の入学、復学及び除籍に関する事項

（4）学生の再入学、転入学、編入学及び転学に関する事項

（5）学生の試験、進級、卒業及び学位授与に関する事項

（6）学生の指導、厚生指導及び賞罰に関する事項

（7）前二号に掲げるもののほか、教育研究に関する重要な事項で、教授会の意見を聞くことが必要なものとして学長が定めるもの

（教授会の成立要件）

第5条 教授会は、構成員（休職者及び欠勤又は出張が1カ月以上に及ぶ者を除く。）の3分の2以上の出席により成立する。

(教授会の議決要件)

第6条 教授会の議事は、別に定めのある場合を除き、出席構成員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(定例及び臨時教授会)

第7条 教授会は、毎月1回開くものとする。

2 学部長が必要と認めた場合は、臨時に教授会を開くことができる。

3 学部長は、構成員(休職者及び欠勤又は出張が1カ月以上に及ぶ者を除く。)の3分の1以上から、付議すべき事項を示して招集の要請があった場合は、速やかに、教授会を開かなければならない。

(教授会の事務)

第8条 教授会に関する事務は、大学事務局がこれを行う。

(議事録の保管)

第9条 教授会の議事録は大学事務局がこれを保管する。

(細則の制定)

第10条 教授会の運営に関し、必要あるときは、別に細則を定めることができる。

(規程の改定)

第11条 この規程の改正は、教授会の意見を聴いて、学長が決定する。

附 則

この規程は、令和7年4月1日から施行する。